（様式第１－１号）

参加表明書

令和　　年　　月　　日

鳥取県知事　平井　伸治　様

|  |  |
| --- | --- |
| （提出者） |  |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名 |  |
|  |  |
| （作成責任者） |  |
| 所属 |  |
| 職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ファクシミリ |  |
| 電子メール |  |

　令和７年６月２日付け調達公告に係る下記調達の公募型プロポーザルに参加したいので、別添のとおり資料を提出します。

記

１　調達件名　生成AIを活用した製造業DX最先端モデル創出業務

２　添付書類

（１）参加資格確認書（様式第２－１号）

（様式第１－２号）

参加表明書

令和　　年　　月　　日

鳥取県知事　平井　伸治　様

|  |  |
| --- | --- |
| （共同企業体） |  |
| 名称 |  |
| 所在地 |  |
|  |  |
| （共同企業体の代表者） |  |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名 |  |
|  |  |
| （共同企業体の構成員） |  |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名 |  |
|  |  |
| （作成責任者） |  |
| 所属 |  |
| 職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ファクシミリ |  |
| 電子メール |  |

　令和７年６月２日付け調達公告に係る下記調達の公募型プロポーザルに参加したいので、別添のとおり資料を提出します。

記

１　調達件名　生成AIを活用した製造業DX最先端モデル創出業務

２　添付書類

（１）参加資格確認書（様式第２－２号）

（２）共同企業体協定書（副本）

（様式第２－１号）

参加資格確認書

鳥取県知事　平井　伸治　様

調達件名　生成AIを活用した製造業DX最先端モデル創出業務

１　当社は、法人格を有する団体です。

２　当社は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者です。

３　当社は、令和６年鳥取県告示第507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者又はその資格登録を申請中の者であるとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者又は登録を申請中の者であります。

（１）情報処理サービスのシステム等開発・改良

（２）その他の委託等の監査・コンサルティング

４　当社は、本件調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付出第157号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けている者ではありません。

また、本件調達のプレゼンテーションの日までに指名停止措置を受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。

５　当社は、本件調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者ではありません。

また、本件調達のプレゼンテーションの日までに更生手続開始の申立てが行われた場合又は再生手続開始の申立てが行われた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。

６　当社は、本件公募型プロポーザルにおいて参加する共同企業体の構成員ではありません。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名 |  |
|  |  |
| （作成責任者） |  |
| 所属 |  |
| 職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ファクシミリ |  |
| 電子メール |  |

（様式第２－２号）

参加資格確認書

鳥取県知事　平井　伸治　様

調達件名　生成AIを活用した製造業DX最先端モデル創出業務

１　各構成員は、法人格を有する団体です。

２　各構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者です。

３　各構成員は、本件調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付出第157号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けている者ではありません。

また、本件調達のプレゼンテーションの日までに指名停止措置を受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。

４　各構成員は、本件調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者ではありません。

また、本件調達のプレゼンテーションの日までに更生手続開始の申立てが行われた場合又は再生手続開始の申立てが行われた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。

５　構成員の１以上の者が、令和６年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有する者又はその資格登録を申請中の者であるとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者又は登録を申請中の者であります。

（１）情報処理サービスのシステム等開発・改良

（２）その他の委託等の監査・コンサルティング

６　当共同企業体は、２以上の者により自主的に結成されたものであります。

７　当共同企業体は、構成員の出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者が、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者になっています。

８　各構成員は、本件公募型プロポーザルにおいて参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではありません。

９　当共同企業体は、本件調達公告の２（２）カに示す事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結しています。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| （共同企業体） |  |
| 名称 |  |
| 所在地 |  |
|  |  |
| （共同企業体の代表者） |  |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名 |  |
|  |  |
| （共同企業体の構成員） |  |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名 |  |
|  |  |
| （作成責任者） |  |
| 所属 |  |
| 職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ファクシミリ |  |
| 電子メール |  |

（様式第３号）

企画提案書提出書

令和　　年　　月　　日

　鳥取県知事　平井　伸治　様

|  |  |
| --- | --- |
| （提出者） |  |
| （共同企業体の場合は共同企業体の代表者） |  |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名 |  |

令和７年６月２日付け調達公告に係る下記調達について企画提案書を別添のとおり提出します。

記

調達件名　生成AIを活用した製造業DX最先端モデル創出業務

１　提出書類

（１）企画提案書

（２）見積書（様式第５号）

（３）法人の概要（様式任意）

２　担当部署等

（１）担当部署名

（２）担当部署所在地

（３）担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ファクシミリ |  |
| 電子メール |  |

（様式第４号）

質問書

令和　　年　　月　　日

鳥取県知事　平井　伸治　様

|  |  |
| --- | --- |
| （提出者） |  |
| 商号又は名称 |  |
|  |  |
| （担当者） |  |
| 所属 |  |
| 職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ファクシミリ |  |
| 電子メール |  |

生成AIを活用した製造業DX最先端モデル創出業務に係る下記事項について質問します。

記

|  |
| --- |
| 【質問事項１】 |
| 【質問事項２】 |
| 【質問事項３】 |

※適宜、行を追加してもよい。

（様式第５号）

見積書

令和　　年　　月　　日

　　鳥取県知事　平井　伸治　様

（共同企業体の場合は共同企業体の代表者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地 |  |  |
| 商号又は名称 |  |  |
| 代表者氏名 |  |  |

調達件名　生成AIを活用した製造業DX最先端モデル創出業務

１　見積金額

金　　　　　　　　　　　　　　　　　円

≪内、消費税及び地方消費税の額≫　　　　　　　　　　　　円

２　内　　訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 金額 | 備　考 |
| １　運営管理 | 円 |  |
| ２　人材育成研修の企画・実施 | 円 |  |
| ３　企業伴走支援の企画・実施 | 円 |  |
|  | 円 |  |
| 計 | 円 |  |
| 消費税及び地方消費税の額 | 円 |  |
| 合　計 | 円 |  |

※適宜、行を追加してもよい。

※具体的な積算内訳について、備考欄に記載又は内訳資料を添付すること。

※生成AIを活用した製造業DX最先端モデル創出業務プロポーザル実施要領２（４）の予算額を超える金額が記載された見積書は無効とする。

（別紙参考様式）

○○委託○○○・○○○共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の業務を共同連携して営むことを目的とする。

　一　○○発注に係る○○業務（当該事業内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務」という。）

　二　前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○業務○○○・○○○共同企業体（以下、「当企業体」という。）と称する。

（事業所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地におく。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和○年○月○日に成立し、業務の委託契約期間の履行後○ヶ月以内を経過する日までの間は、解散することはできない。

２　業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項に規定に関わらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　○○株式会社

○○県○○市○○町○○番地

　　　　○○株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前金払及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　○○株式会社　　○○％

○○株式会社　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、業務の委託契約の履行その他の業務の実態に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体は、業務完了の時決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により各構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により各構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を履行する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中においては前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連携して業務を履行する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが業務途中に破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

第17条の２　代表者が脱退若しくは除外された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後のかし担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員が共同連携してその責に任ずるものとする。

（解散後の著作権）

第19条　当企業体が解散した後においては、著作権は、○○。

（○○○（その他必要な事項））

第20条　○○○。

（協定書に定めのない事項）

第21条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○株式会社他○社は、上記のとおり○○業務○○・○○共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

　　令和○年○月○日

○○株式会社

代表取締役　○○○○　　印

○○株式会社

代表取締役　○○○○　　印